

お知らせ

空港周辺で住居等を建てられる方に

航空法により福井空港周辺においては、航空機が安全に離着陸できるために
建物等の高さが制限されています。

進入表面

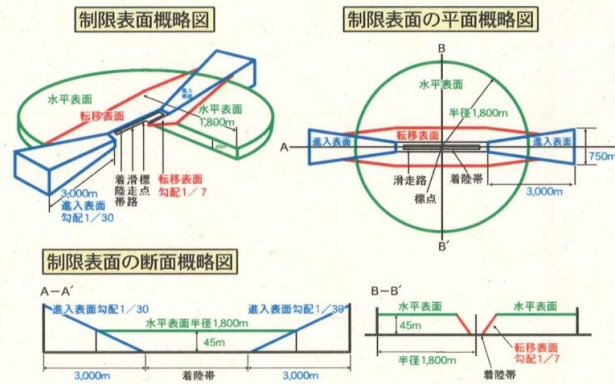
着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ30分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

水平表面

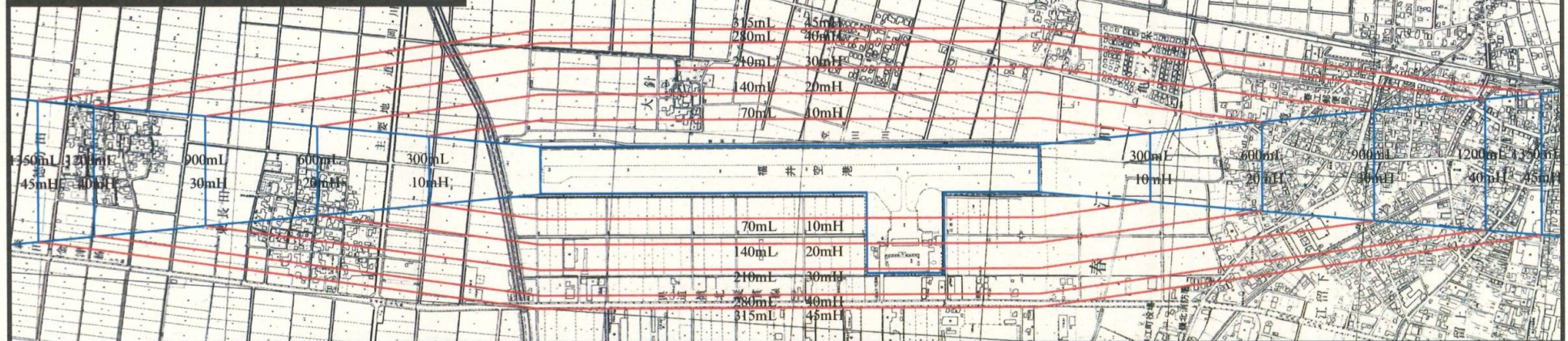
飛行場の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径1,800mで描いた円周で囲まれた部分。

転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。



福井空港制限表面図



制限区域内に住宅を建築される方はこちらまでご連絡下さい。 問い合わせ先 福井県福井空港事務所 電話 0776-51-4066

※工事等でクレーン作業を行う場合も制限がかかりますので、事前にご連絡下さい。